

三 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）

改 正 案

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（第十一条の三第二項第五号イを除く。）において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（子金融機関等の範囲）
 第十一条の三 （略）

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

三| 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

現 行

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（第十一条の三第二項第四号イを除く。）において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（子金融機関等の範囲）
 第十一条の三 （略）

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

（新設）

